

○ 総務省告示第四百二十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和五年十二月二十二日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後					変 更 前				
第2 周波数割当表					第2 周波数割当表				
[1～7 略]					[1～7 同左]				
周波数割当表					周波数割当表				
[第1表 略]					[第1表 同左]				
第2表 27.5MHz - 10000MHz					第2表 27.5MHz - 10000MHz				
[略]	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配(MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
	406-406.1 J78 J79	移動衛星 (地球か ら宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当 ては406.025MHz、406.028MHz、406. 031MHz、406.037MHz、406.04MHz及び 406.05MHzに限る。		406-406.1 J78 J79	移動衛星 (地球か ら宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当 ては406.025MHz、406.028MHz、406. 031MHz、406.037MHz又は406.04MHzに 限る。
	[略]	[略]	[略]	[略]		[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[第3表 略]					[第3表 同左]				
[国内周波数分配の脚注 略]					[国内周波数分配の脚注 同左]				
[別表1-1～別表11-3 略]					[別表1-1～別表11-3 同左]				
[国際周波数分配の脚注 略]					[国際周波数分配の脚注 同左]				
標準 電波法 [] の編纂を促進するため									